

熊本市上下水道局電子入札立会等要領

制定 平成22年 1月21日上下水道事業管理者決裁

改正 平成22年10月 8日上下水道局総務課長決裁

令和 5年 9月29日上下水道局総務課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市上下水道局工事指名競争入札実施要領（平成19年4月27日制定）で定める対象工事等について、熊本市上下水道局が実施する電子入札の開札における立会い及び傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会い)

第2条 入札参加者は、自己が指名を受けた案件の開札に立ち会えることができるものとする。この場合において、立会いを希望する者は、開札予定時刻の10分前までに電子入札立会申込書（様式第1号）を上下水道局総務部総務課に持参により提出するものとする。

2 電子入札立会申込書が提出された場合は、当該案件の入札参加者であることを確認し、当該案件の入札参加者に該当する場合は、立会いを承諾するものとする。

3 立会いを行う者（以下「立会者」という。）は、立会いに際し、その身分を証明するに足る書類の提示を行うものとする。

(開札の傍聴)

第3条 入札参加者以外の者で、電子入札の開札の傍聴を希望するものは、開札予定時刻の10分前までに電子入札傍聴申込書（様式第2号）を上下水道局総務部総務課に持参により提出するものとする。

2 電子入札傍聴申込書が提出された場合は、入札執行に支障がない範囲で、傍聴を承諾するものとする。

3 傍聴を行う者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴に際し、その身分を証明するに足る書類の提示を行うものとする。

4 一入札案件につき傍聴できる人数は、5名までとし、傍聴人が5名に達した時点で電子入札傍聴申込書の受付を締め切るものとする。

(立会者及び傍聴人の責務)

第4条 立会者は、公正な入札の執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為を行ってはならない。

2 立会者及び傍聴人は、入札執行者の指示に従って立会い及び傍聴を行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

3 入札執行者は、立会者及び傍聴人が前二項に規定する入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会い及び傍聴を禁止し、退出を命ずることができるものとする。

附則

この要領は、平成22年1月21日から施行する。

附則

この要領は、平成２２年１０月８日から施行する。

附則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

電 子 入 札 立 会 申 込 書

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記入札案件について、電子入札の開札に立ち会いたいので、熊本市上下水道局電子入札立会等要領第2条第1項に基づき申し込みます。

記

- ・ 入札案件名
- ・ 開 札 日 時 年 月 日（ 時 分）
- ・ 立会者名・職

注 意 事 項

1. この申込書を開札予定時刻の10分前までに上下水道局総務部総務課に持参により提出し、立会いの承諾を受けてください。
2. 立会いに際しては、身分証明書を提示してください。

様式第2号（第3条関係）

電 子 入 札 傍 聴 申 込 書

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 宛

住 所

氏 名

下記入札案件について、電子入札の開札を傍聴したいので、熊本市上下水道局電子入札立会等要領第3条第1項に基づき申し込みます。

記

・ 入 札 案 件 名

・ 開 札 日 時 年 月 日（ 時 分）

注 意 事 項

1. この申込書は、開札予定時刻の10分前までに上下水道局総務部総務課に持参により提出してください。
2. 一入札案件につき、傍聴の承諾を受けた者が5名に達した時点で当該案件に係る電子入札傍聴申込書の受付を締め切ります。
3. 傍聴に際しては、身分証明書を提示してください。